

中世「四条河原」考

——描かれた「四てうのあおや」をめぐって——

下坂守

はじめに

平安京の四条大路が京城を越えて東に延び鴨川と交わるあたりに拡がる「四条河原」。かの地が中世、河原者の住居地区として存在し、また近世に入ると芝居等の興行地となっていたことはよく知られている。特にその中世から近世にかけての劇的な変化については、川嶋将生氏による精力的な研究があり、多くのことがすでにあきらかとなっている^{〔1〕}。とはいえその一方で「四条河原」をめぐっては、いまだ多くの疑問が残されているのも事実である。

たとえば中世の「四条河原」に限ってみても、その場所^{〔2〕}は具体的にどこで、それはどのような広がり（領域）をもっていたのか、さらにはそこで営まれていた河原者の生活と

はどのようなものであったのか、などである。

川嶋氏によれば、十六世紀末、京都の河崎では河原者が自らの「領内」「下地」を保持していたという。とすれば、「四条河原」においても同様の事態は容易に想定されるところであり、当然、その広がり（領域）が大きな問題となる。

また、十五世紀後半、奈良では河原者が「父子間で継承される仮名と家業・家産を所持」する「家」を成立させていたことが山村雅史氏によってあきらかとなっている^{〔3〕}。京都の「四条河原」における河原者の「家」の状況はいかなるものであったのであろうか。

もとよりこれらの問題にすべていきまぐ答える準備はないが、近年発見された絵画史料をも用いて、中世の「四条河原」における河原者の有り様について考察していくことをしたい。

一、「河原者宿所」の位置

「四条河原」に河原者が居住していたことを示すもつとも古い史料は、鎌倉時代後期（十三世紀末）に作成された『天狗草紙』「伝三井寺巻」第五段の次のような詞書の一節である。

如此天狗処々道場にいたりて異曲をわかし凶害をなす、これによりて人多邪見に住して愚儀をものはらにす、天狗ともしおほせたる心地して、こゝかしこに遊行し興宴しけるに、ある天狗酔狂のあまり四条河原辺にいて、肉食せむとしけるに、穢多、肉に針をさしておきたるをしらすしてきてけるに、はりを手にたて、すてんとしけれども、すてかねて、穢多重にとられてくひをねちころされにけり、

当該の場面には河原者（穢多）の住居とおぼしき家屋とその脇に広げて干される皮革が描かれている。

ちなみにやはり正安元年（一二九九）に制作された『一遍聖絵』七にも四条橋の上流（西畔）に皮革を干す風景が描かれており、遅くとも鎌倉時代末には「四条河原」が皮革業を営む河原者の居住および生産の場となっていたこと

がわかる。

一方、文献に目を転じれば、「四条河原」に河原者が居住していたことを伝えるもつとも古い史料は、はるかに時代の下った『師郷記』宝徳三年（一四五二）六月十四条の次の記事となる。

神幸遷御、於四条道場前、駕与丁⁽⁶⁾与河原者喧嘩、駕与丁等河原者家等令放火之間、忽以烧亡、（中略）駕与丁奉棄神輿於路次之間、侍所^(京極)宿駕与丁等奉成神幸云々、希代事也、

ここからは厳密に言えば、駕輿丁によって「河原者家等」が焼かれたことが判明するだけで、それが「四条河原」に所在したという事実を直接、読み取ることにはできない。ただ、喧嘩の場所が「四条道場前」となっていることから、「河原者家等」が、京域を超えて東に延びた四条通りの南、鴨川の西あたりに所在していたであろうことは容易に推定できる。というのは、中世、鴨川の西畔、四条通りの北に所在した四条道場（金蓮寺）の四至は、嘉慶元年（一三八七）十月二十五日付「斯波義将下知状」によれば、「四條以北、錦小路以南、京極以東、至于鴨川」であり（後掲、図1参照）、同寺の「前」といえば、寺の正門のあった四条通りを挟ん

だ南、鴨川の西畔を指すと考えるのがもっとも至当と考えられるからである。

そして、このことは時代はさらに下るが、『鹿苑日録』天文五年（一五三六）五月十三日条の左のような記述からも裏付けられる。

夜半火氣浮空、四條道場之前河原者宿所云々、小児馬牛焼云々、

これまた焼失した「河原者宿所」の所在地を「四條道場之前」としており、先の『師郷記』の記事とともに、河原者の居住地が金蓮寺の南、鴨川の西畔に広がっていたらしいことを指し示している。

鎌倉時代の絵画史料『天狗草紙』『一遍聖絵』では特定できなかった「四条河原辺」の河原者の居住地が、室町・戦国時代になると『師郷記』『鹿苑日録』の記事によって、北を四条通り、東を鴨川に区切られた限られた地区に比定できるようになるわけであるが、ではその南と西はどのあたりにまで広がっていたのであろうか。

二、「余部屋敷」の領域

中世、四条河原に所在していた河原者の集落は、ある時期から一名「余部（天部）」とも呼ばれるようになる。その余部の集落が豊臣秀吉によって、三条大橋の東に移転させられたのは天正十五年（一五八七）のことであった。かの時の移転について享保二年（一七一七）三月に余部村の年寄が京都町奉行所に提出した由緒書は、

一、余部村之儀、往古より御公儀様御用相勤申候、先年居住仕候古地四条余部村所ハ、則大雲院屋敷二而御座候、此所天正十五^丁亥年、太閤秀吉公様依御上意二、

只今居住仕候余部村二而代地被為仰付候、と伝える。

ここにも記されているように、この時の移転は「東京極」沿いに寺院を集めるいわゆる「寺町」の創出事業の一貫として実施されたもので、やがて「四条余部村」の跡地は浄土宗の大雲院に引き渡される。

余部屋敷之内、浄教寺、透玄寺、春長寺之事、末代共可為大雲院次第候、仍為後日状、如件、

天正拾九

民部卿法印

八月二日

玄以（花押）

大雲院

「大雲院文書」の伝えるところである。この秀吉の京都奉行前田玄以の下知状によって、「四条余部村（余部屋敷）」の領域の大半が大雲院の領有に帰したこと、およびその敷地内には大雲院のみならず「浄教寺、透玄寺、春長寺」の三カ寺が所在していたことがわかる。

そこでこの時、大雲院に譲渡された「余部屋敷」の領域を寛永十四年（一六三七）作成の宮内庁書陵部蔵「洛中絵図」によって確認すると図1のようになる。

その領域が東と西をそれぞれ御土居と寺町通り（東京極大路）、また北を四条通り、南を綾小路通りからさらに南の東西に走る線で区画された範囲に及んでいたことが看取できる。この領域の広がりには基本的にそのまま「余部屋敷」の、また、さかのぼっては「河原者宿所」の所在した「四条河原」の領域であったとみてよい。

つまり中世、河原者が住んでいた「四条河原」とは四条と鴨川が交叉するあたりの河原といった漠然としたものではなく、四条通りの南、鴨川の西畔に拡がるかなり広大な領域として存在していたことがこれによって確認できる。

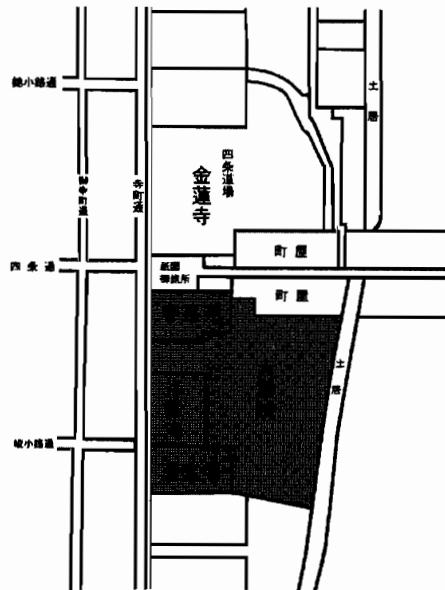


図1 「天辺屋敷」の領域（「洛中絵図」より）

一方、近世になって興行地として出現する「四条河原」は、図1でいえば中世の河原者の居住地区のさらに東、「土居」の外で、両者はまったく重ならない。同じように「四条河原」といわれながら、両者は基本的に別の空間として存在していたことがわかる。

では、中世末、「余部屋敷」とも呼ばれた河原者の居住地区としてのこの「四条河原」はいかなる環境にあり、ここで彼らはどのような生活を営んでいたのでしょうか。

十六世紀になると、都市・京都の景観を描いた絵画が「洛中洛外図」をはじめとして数多く作られるが、そこには「余部屋敷」とその近辺の風景がしばしば描かれる。それらを分析することによって、中世末の「余部屋敷」がいかなる環境にあったかをまず見ていくこととしよう。

三、描かれた「余部屋敷」

表1は、十六世紀に作成された九点の絵画に見える「余部屋敷」近辺の風景から、共通する事物の図像を抽出し整理・分類したものである。

九点の絵画が実に多くの共通する事物の図像をもって当該地区の景観を表現しようとしていたことが読み取れよう。むろんすべての図像が共通しているわけではない。しかし、くり返し採用されている事物の図像は、その事物がそれだけこの地区の風景表現に必要な不可欠な標識であったことを物語っている。改めて各図像を検証していくこととしよう（以下、口絵1・2ならびに写真1〜9参照）。

表1では、あらかじめ画面に類出する九種類の事物の図像を取り上げ、それらを場面によって三つの場面に分類し

表1 十六世紀の絵画に見る「余部屋敷」近辺の風景

作品名	第1場面			第2場面			第3場面		
	大鳥居	神輿	四条道場	冠者	鳥居	櫻	河原の家	竹藪	垣
1 洛中洛外図(藤博甲本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 洛中洛外図(東博模本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 洛中洛外図(歴博乙本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 洛中洛外図(上杉本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 洛中洛外図帖	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 祇園祭礼図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 洛外名所図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 東山名所図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 祇園社大政所絵図	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○印は当該事物が描写されていることを、×印はそれが描写されていないことを示す。また、当該事物が不確定なものは△印で、霞等で隠されて見えないものは□印で示した。

ておいた。

第1場面 祇園社の神輿渡御 (その1)

① 祇園社の大鳥居 ② 神輿の渡御

③ 四条道場 (金蓮寺)

第2場面 祇園社の神輿渡御 (その2)

① 冠者殿社 ② 冠者殿社の鳥居

③ 櫻

1 洛中洛外図 (歴博甲本)

2 洛中洛外図 (東博模本)

3 洛中洛外図 (歴博乙本)

4 洛中洛外図（上杉本）

5 洛中洛外図帖（奈良県立美術館蔵）

6 祇園祭礼図（サントリ―美術館蔵）

7 洛外名所図 (太田記念美術館蔵)

9 祇園社大政所絵図 (個人蔵)

8 東山名所図① (個人蔵)

8 東山名所図② (個人蔵)

第3場面 鴨川西畔に所在する家々

①河原の家々

②集落を囲う竹藪

③竹藪の外の垣

このうち第1場面の②神輿の渡御が、祇園祭時の神輿渡御という特定の日（六月七日）の事象を描写しているのを除けば、他はすべてこの地区に日常的に存在していた事物の図像であり、したがって、これらを分析することによって、往時の「余部屋敷」とその近辺の日常のありさまがかなり正確に浮かび上がってくるものと考えられる。

(一) 第1場面

まず、第1場面の三種の図像であるが、①祇園社の大鳥居は鎌倉時代からその存在が確認できる鳥居で中世を通じてこの場所に存在していた。それが消失するのは天文三十三年（一五四四）の大洪水による流失後のことで、「洛中洛外図（上杉本）」（絵画4）だけがこの大鳥居を描かないのは流失以後の景観を描いたためと考えられる。

②神輿の渡御はすべての「洛中洛外図」が描いており、歳事としてのこの神事が京都の人々にとつていかに重要なものであったかがうかがえるが、それにもかかわらず、「洛

中名所図」（絵画7）・「東山名所図」（絵画8）がこれを描かないのは、両絵画が四季絵の伝統に拘泥することなくあえて日常の風景を描写したためであろう。また「祇園祭礼図」（絵画6）では山鉾巡行の賑わいを主題とした結果、時間的にずれる神輿渡御の風景は意図的に省かれたものと考えられる。

なお、四条通りを行く神幸路は天正十九年（一五九二）の御土居構築により同路が塞がれるとともに断絶し、当然のことながら第1場面に見える神幸風景は以後、消失した。③四条道場（金蓮寺）が南北朝時代以来、この地に存在したことについては先述した。

(二) 第2場面

古くは万寿寺通御幸町西入ルの「官者殿町」に鎮座していた冠者殿社が鴨川西畔に遷座したのは「京都坊目誌」「下京第十九学区之部」によれば「慶長の初め」のことという。しかし、現実にはそれ以前より同社が鴨川西畔に鎮座していたことは、御土居の構築による四条通りの断絶中止を訴えた天正十九年（一五九二）二月付「祇園執行仮名消息」に、
きおんのみこしのしんかうのみちもなく、又ハ四てう

くわんしやとのよりのミやめくりの御さんけいもなり
申さす候あひた、(後略)

と見えているところからもあきらかである。

①冠者殿社は、この天正十九年以前よりこの地に鎮座していた同社の社殿を描いたものと考えられる。

また、同社の側らに聳える③榎も、時代は下るが「扁額軌範」三が、

旅所を今の地に移す事ハ、秀吉公の命なり、図中旅所の前に大成榎あり、此木は旅所を此地に移す以前よりありて、枝葉繁茂し旅所の地を覆ふ、

と記しており、御土居の構築にもなつて祇園社の御旅所が四条寺町に移される以前よりこの地に存在していたものと思われる。そればかりか東博模本にその姿が描かれていることからすれば、③榎は①冠者殿社とともにさらに古く十六世紀前半よりこの地に存在していたことになる。

②冠者殿社の鳥居についてはその出現時期はよくわからぬが、「洛外名所図」(絵画7)・「東山名所図」(絵画8)がともにこれを描いており、冠者殿社の鴨川西畔への遷座後まもなく建立されたものと推定される。

冠者殿社は近世以降もこの場所に長く鎮座しており、そ

れが現在の四条寺町東入ルの地に遷座するのは明治四十五年(一九一三)の四条通りの拡張時のことである。また、かの榎は安永三年(一七七四)六月の大風で倒れるが、天明八年(一七八八)の「天明の大火」後にあらたな榎が植えられている。その二代目の榎が伐採されたのは、やはり明治四十五年の四条通りの拡張時のことである。

(三) 第3場面

当該場面には藁葺き・板葺きの家々が立ち並ぶ姿が描かれる。①河原の家々に分類した図像であるが、鴨川の西畔、金蓮寺の南という位置からして、これこそが「余部屋敷」の河原者の住居と判定される。

その河原者の住居を取り囲むのが②集落を囲う竹藪と③竹藪の外の垣である。このうち②集落を囲う竹藪は四条通り沿いのものが大雲院の移転後も存続して「貞安のやふ」と呼ばれ、北の祇園御旅所との境界となっている。

また、③竹藪の外の垣は「洛中洛外図」では東博模本(絵画2)が描くだけであるが、「祇園祭礼図」(絵画6)、「洛外名所図」(絵画7)、「東山名所図」(絵画8)の三種の絵画はこれを描いており、竹藪の外にはさらにそれを取りま

く垣が存在したことはまずまちがいない。

以上、第1、2場面にはその領域を明確に確認できる四条道場・冠殿者社などの寺社が、またそれらとの位置関係から、第3場面には「余部屋敷」すなわち河原者の居住地としての「四条河原」が多くの絵画に描かれていることが確認できた。つまり、十六世紀にこの地に存在した河原者の生活を考察するため重要な手がかりがここに得られたことになる。

そして、第3場面に展開する風景を河原者の居住地区として改めて見るとき、なによりも印象的なのはやはりこの地区を取り巻く鬱蒼とした竹藪と高い垣であろう。河原者の集落が意図的に一般の社会から隔てられていたことを示唆するものであり、そこからは当時、河原者が置かれていた過酷な社会的な環境の一端を見て取ることができる。のちに三条大橋の東に移転した天部（余部）村でも鬱蒼とした竹藪が集落を囲んでおり、その風景は第3場面のそれと基本的に変わらない。

また、その第3場面のなかでも、河原者の生活実態を伝えるものとして、とりわけ貴重と考えられるのは「洛外名所図」（絵画7）と「東山名所図」（絵画8）のそれである。

他の絵画がほとんど藁葺きの屋根だけでこの地区の住人の生活を暗示するにとどまるのに対して、この二点の絵画は南方の天空から見下ろす構図を採用することで、「四条河原」の内部にまで立ち入って彼らの生活を描いているからである。次にそこに展開する「四条河原」の住人の生活をみていくこととしよう。

四、「四てうのあおや」の図像

「洛外名所図」（絵画7）と「東山名所図」（絵画8）が描く「四条河原」の風景は酷似する。周囲に廻らされた竹藪・垣はもとより、藁葺き・板葺きの家屋の混在や、井戸とそれに隣接する石敷き、さらには高く干された布など、両図に共通する図像は少なくない。人物図像に限って見ても、四人の女性と乳飲み子・幼児がきわめてよく似た姿態で描かれている。それらを整理すると次のようになる。

- ①女性1 「いずめ（いじこ）」の乳飲み子をあやす
- ②女性2 頭に桶を載せる。前掛け姿。
- ③女性3 井戸から水をくみ上げる。頭巾姿。
- ④女性4 石敷き（石組み）の場所で桶の中の布を

扱う。

⑤ 乳飲み子 「いずめ(いじこ)」に入る。

⑥ 幼児 裸体。

これら人物図像のなかで特に注目したのは、あきらかに何らかの労働に従事していると思われる③④の女性である。彼女らはここでなにをしていたのであろうか。

それを解く手がかりの一つは「洛外名所図」(絵画7)の図中、「四条河原」の上部に記された墨書にある。他の図像と重なってきわめて読みにくいのが、丹念に観察すればそれは「四てうのあおや」と判読できる。そこで改めて図中に目を転じれば、第3場面には藍色の布を木桶から引き上げる女性や、河原近くに高々と干された藍色に染められた布など、青屋の営みと覚しき図像をいくつか確認できる。

では、もしこれらが墨書のいうように「四条の青屋」の営みを描いたものであったとすれば、彼らはここでは具体的にいかなる作業に従事していたのであろうか。

8-② 洛外名所図(文字注記)

中世、青屋が河原者といかなる関係にあったかをみるなかで、次にこの点

について考察していくこととしよう。

近世、青屋が穢多から形吏役を賦課されていることから、彼らが中世より河原者(近世の穢多)となんらかの結びつきをもっていたであろうことは、すでに先学によって指摘されている。ただ、両者の関係については、見解は大きく二つに分かれる。

すなわち、山本尚友氏が、中世、河原者が染色業に携わったという「史料上根拠」はまったくないところから、青屋への賤視は彼らが「公事について河原者の支配をうけ、河原者と同様刑吏役を勤めたという、河原者と関係を結んだそのもの」に起因するとされたのに対して、そうではなく「藍染業」は「穢多²¹河原者の生業のひとつ」であり、青屋への賤視は河原者への賤視そのものでもあったと主張されたのが丹生谷哲一氏である。²²

一方、青屋への賤視に関わって問題とされてきたものに、同じ藍染めを職分としながら賤視をまぬがれていた紺屋の存在がある。この点について青屋が紺屋と異なる業種であったことを最初に指摘されたのは辻ミチ子氏である。²³ また、それをうけて近世には藍染屋と呼ばれた青屋が「藍の無地染」を職分とし、それに対して紺屋が「藍の模様染」

を職分としていたこと、さらには両者がそれぞれ別の仲間を結成していたことをあきらかにされたのは山本尚友氏であつた。⁽²⁶⁾ 両氏の研究によつて青屋と紺屋が異なる業種であつたことは明白になつた。しかし、そこにはいまだに本質的な問題が解決されないまま残されている。それは「無地染」と「模様染」の違いがなぜ賤視の有無を左右したかという点である。

その点を含め青屋と河原者がいかなる関係にあり、また青屋と紺屋の違いが何に根ざしていたのかを改めて考えていこう。

まず、青屋と河原者の関係であるが、結論からいえば、両者は丹生谷氏が主張されたように中世には一体のものであつたと考えられる。それは同氏が提示された『自戒集』(一休宗純の詩集)の次のような記載がゆるぎない証左となり得る。

穢字家有按藍船 染作異高潤色禪 若踞小笠原殿砌

定有十文一疋銭

穢多ヲ穢字ト云ハ公家語也、エモシノ家ニモミ

アイノ船アリ、

河原者の家(穢字家)に「按藍船」が常備されていたと

いう事實は、河原者自身が藍染めに深く関与していたことを明確に物語っている。⁽²⁷⁾ のみならず「按藍船」の存在は河原者がまさに青屋でもあつたことをより直截に指し示しているが、この点については後述する。

次に紺屋と青屋の違いであるが、結論からいえば、その本質は藍染めを行うまでの作業工程の違いにあつたものと推定される。

両者の作業工程の違いをもっともよく示すものに、天明二年(一七八二)、京都で藍玉問屋の創設をめざした河内屋又右衛門が町奉行所に提出した願書の一節がある。そこでは「藍染職」と「紺屋職」の「染職遣イ方」の違いを次のように記している。⁽²⁸⁾

一、阿州ニ而作り立候藍玉之義、京都地廻り村々ニ而作り立候藍葉とハ、染職遣イ方相分有之、葉藍之義ハ藍染職ニ相用ヒ、藍玉之義ハ紺屋職ニ相用ヒ候義ニ御座候、

藍染屋では「葉藍」から、一方、紺屋は「藍玉」から藍染めを行つていたことが知られよう。では、「葉藍」からの染めと「藍玉」からの染めとでは、何がどう違つたのであろうか。

五、紺屋と靑屋

植物の藍を染料として用いるためには、「製藍」と呼ばれる染料化の工程が必要となる。植物の藍は「製藍」によって、はじめて染料となるわけであるが、藍の栽培から「製藍」を経て染色に至るまでの過程を、紺屋の場合を例に示すと、

- ① 藍の栽培・収穫、② 「藻（すくも）」作り、
 - ③ 「藍玉」の製造、④ 藍建、
- となる。

このうち最初の①藍の栽培・収穫とは、二月上旬の藍の種まきに始まり、五月の「藍植え」、七月の「藍刈り」から刈り取った葉藍の乾燥までの一連の作業を指す。②「藻」作りとは乾燥・保管してあった葉藍を九月になって発酵させる工程のことで、攪拌と水の補給をくり返し「藻」が完成するのは通常、十一月末になる。

中世にはこの葉作りを「寝藍」と呼んでいた。たとえば、永享三年（一四三一）七月、東寺は「寺家境内」での「寝藍」を禁止しており、また、永正七年（一五二〇）六月には三条家から訴えをうけた幕府が「九條座中」以外の「寝藍」製造の禁止を「東寺」に命じている。永正七年の「寝

藍」の製造禁止は「当所（東寺）地下人等」を対象としたもので、東寺周辺の洛南ではすでに中世より藍の栽培がさかんであったことがうかがわれる。

できた藻を搗いて乾し固めるのが、③「藍玉」の製造である。「藍玉」はよく知られているように近世になると阿波が一大特産地となっている。

最後の④「藍建」とは「水に溶けない藍玉をアルカリ性水溶液で還元し可溶性の白藍にする操作」（『日本国語大辞典』）のことで、藍玉を用いてこれを行うのが紺屋である。

紺屋での「藍建」には通常、七日間から十日間かかり、その間、藍甕の温度は火壺などを用いて撰氏三六度から三七度に維持することが求められた。先の河内屋又右衛門の願書に見える「藍玉之義ハ紺屋職ニ相用ヒ候」とは、以上のような作業工程のもとに行われていた紺屋での藍染めを指す。

では今一方の「葉藍之義ハ藍染職ニ相用」という藍染屋の藍染めはどのようにして行われていたのであろうか。「葉藍」から直接、染めを行う方法は一つしかない。「生葉（なまは）染め」と呼ばれるもので、摘み取った葉を揉み水をやりながら植物性繊維を揉み込んで染めるという方法であ

る。奈良・平安時代の藍染めはこの「生葉染め」であったとされる。藍染屋が「藍玉」ではなく「葉藍」を求めているのは、彼らが「生葉染め」を行っていたことを示唆している。

また、「生葉染め」では保温を行わず、そのために紺屋のように甕（藍甕）を用いる必要はなく、木桶が用いられていた。つまり、紺屋の甕に対して、青屋（藍染屋）では木桶で染めを行っていたことになる。

そこで再び「洛外名所図」（絵画7）・「東山名所図」（絵画8）の「四条河原」の風景に目を転ずれば、女性4は木桶から藍色の布を引き上げようとしており、そこにはまさに「生葉染め」の作業風景が展開している。それだけはない。鴨河原に近いあたりには、染めた布を干すのに必要不可欠な施設である「もがり」¹⁵が大きく描かれている。

これらの点から、ここに展開する「四条河原」の風景は、まさに墨書にいう「四てうのあおや（四条の青屋）」の労働の姿を描いていると判定してよいものと考ええる。

さらに忘れてはならないのが先に見た「自戒集」に見える「穢字家」の「按藍船（モミアイノ船）」の存在である。「生葉染め」では葉藍を揉むことがそのすべてといってもよい

くらい重要な作業となっており、「按藍船」はいかにも青屋の道具にしてふさわしい。

以上、これまでほとんど知られることがなかった「四条河原」における河原者の青屋の実態が、二点の絵画史料から鮮明に浮かび上がってきた。最後に本稿であきらかとなった点を整理するとともに、残された課題を提示し「むすび」としたい。

むすび

本稿ではこれまで漠然と四条あたりの鴨川の河原を指すと理解されてきた河原者の居住地としての「四条河原」の領域が、現在の道路名でいえば、南北は四条通りと仏光寺通り、東西は寺町通りと河原町通りに囲まれた広大なものであったことが確定できた。そして、その「四条河原」においても川崎と同様に、河原者がこの地を自らの領域として保持していたことは、のち権力によって「余部」が鴨川の東に移転させられたという事実そのものが、明確にこれを示唆している。

今後はこの「四条河原」がいかなる歴史的な経緯のもと

に河原者の領域となってきたかを考察していくことが大きな課題の一つとなろう。

この点に関わって指摘しておきたいのは、その領域が、古く貞観二年（八六〇）に藤原良相が居宅のない一族の子女のために設置した「崇親院」の領有した「所領」の範囲（四至）と重なっているという事実である。すなわち、昌泰四年（九〇二）四月五日付「太政官符」（「類聚三代格」八）によれば、それは「四條大路南、六條坊門小路北、鴨河堤西、京極大路東」の範囲に及んでいた（吉住恭子氏のご教授による）。崇親院については、承平元年（九三一）三月、西院、左右獄等とともに賑給の対象となったという『貞信公記』同年三月二十日付の記事を最後として杳としてその消息を絶つが、同じ領域に、中世、河原者の「四條河原」が存在したのは偶然とは思えない。

次に絵画史料の検証を通じて、十六世紀、河原者（女性）が「四條河原」で青屋を営み、その施設として石敷きの作業場や巨大な「もがり」が存在したことを確認できた。これによって、これまで全くわからなかった「四條河原」における河原者の活動実態が部分的にせよあきらかになったことは大きな成果と考える。

ただ、その一方で彼らがなぜ青屋を営んでいたかという基本的な疑問点にはついては未解明のままとなった。この点については今後の課題とせざるをえないが、河原者の保持していた藍に関わる権益が大きな手がかりの一つとなろう。権益の具体的な内容は不明ながら、彼らは「藍公事」藍課役」をめぐって訴訟・抗争をしばしば惹起している。「四條河原」における藍栽培の可能性をも視野に入れて、河原者と藍との結びつきをより明確にしていくことが、河原者と青屋の関係を解く鍵のように思われる。

最後に残された課題として、河原者における女性と子供の問題をあげておきたい。「洛外名所図」「東山名所図」の「四條河原」の風景には男性の姿はなく、女性と子供だけが登場する。中世、紺屋が女性の仕事であったように、青屋が女性の職業であったことがその理由の一つと考えられるが、それにしても藍染めに直接関わりのない人物までがすべて女性と子供で占められているのはなぜであろうか。

さかのはれば「天狗草紙」に描かれる「穢多童」とその両親（男性と女性）をはじめとして、河原者の生活・活動を伝える史料にはしばしば女性（妻）と子供が登場する。平安時代の崇親院が藤原氏の自立できない「子女」のため

の施設であったことをも含め、女性と子供の果たした歴史的な役割を見据えることで、「四条河原」の河原者の生活実態はより鮮明になるのではなからうか。

写真掲載の許可をいただきました作品の所蔵者各位に対して心からあつくお礼申し上げます。

注

- (1) 川嶋将生「川崎村の成立をめぐる」『天部村の組織と生業』「中世の庭者とその周辺」(『中世京都文化の周縁』、思文閣出版、一九九二年六月)。「鴨川の歴史的景観」(『洛中洛外』の社会史)、思文閣出版、一九九九年六月)。「南区概説(中世)」(京都市編『史料 京都の歴史』一三、平凡社、一九九二年一月)。「四条河原の歴史的環境」(『室町文化論考』、法政大学出版局、二〇〇八年一〇月)。
- (2) 川嶋将生「移行期における河原者の動向―十六世紀後半から十七世紀前半にかけて」(『室町文化論考』、法政大学出版局、二〇〇八年一〇月)。
- (3) 山村雅史「中世奈良の河原者一考―岩井川河原者を主題材として―」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』九、二〇〇三年三月)。
- (4) 『天狗草紙』の同画面については、横井清「中世民衆史にお

ける「十五歳」の意味について」(『中世民衆の生活文化』、東京大学出版会、一九七五年四月)参照。

- (5) 黒田日出男『朝日百科・日本の歴史別冊 歴史を読みなおす一〇 中世を旅する人々―「一遍聖絵」ともに―』(朝日新聞社、一九九三年一月)、山村前掲注(3)論文参照。なお、黒田氏は同書のなかで、『魔物一如絵詞』(日本大学総合図書館蔵)が、「河原者」の小屋や干される皮革、さらには毘で鳥を捕まえる少年の姿など、「一遍聖絵」と酷似する風景を描いていることを紹介されている。

- (6) 『金蓮寺文書』二〇号(阿部征寛編『京都四条道場金蓮寺文書―中世編―』、庶民信仰の源流―時宗と遊行聖、名著出版、一九八二年六月)。なお、これ以前は祇園社領であったこの「四條河原西岸地」が金蓮寺の寺地となったのは至徳三年(一三八六)六月のことで、『金蓮寺文書』にはその時に発せられた同月八日付「祇園執行頭深遊状」(一八号)、同月九日付「足利義満御教書」(一九号)が残されている。

- (7) 「アマヘ」の地名は応永二十二年(一四一五)の「祇園社領地子納帳」(『八坂神社文書』二二二九号)をはじめとして、祇園社の同種の史料に散見する。また、『披露事記録』天文八年(一五三九)三月二十七日条によれば、「四條綾小路あまるへの辻子未申角小家三間屋地」が同年まで「四條道場しちあと申尼」の知行するところとなっていたことが知られる。

- (8) 『余部文書』(『日本庶民生活史料集成』一四、三一書房、一

九八〇年(二月)。四条の余部の移転先は、「祇園社領」内であったため、移転にともない同社には天正十九年(一五九一)十月に豊臣秀吉からその替地が与えられたと「祇園社本縁雑美記」(八坂神社蔵)は伝える。

同二十年十月四日、餘部替地ヲ西院村ノ御朱印ヲ賜フ、

祇園社領之内へ餘部村ウルツニ付、替地之御朱印^{御折紙也}

山城国西院之内八石八斗壹升、あまへ屋敷祇園廻百

三拾壹石壹斗九升、本知残分合百四拾石事、宛行之

訖、全可社納候也、

天正十九年

九月十三日

御朱印

祇園

社中

(9) 『大雲院文書』(大雲院編『龍池山大雲院 宝物篇・境内篇』、
本山龍池山大雲院、一九九四年一月)。大雲院の旧地(二条
烏丸)からの移転時期を「貞安上人伝記」は、

又一時間白豊臣公詣大雲院、聞師講往生礼讚、信芽忽生、
帰心最深、仍觀地狹少、寄四條京極之地、以令移寺也、

経営倍前結構、是同十八年庚寅六月十八日也、

と記し、天正十八年(一五九〇)六月のこととする。

(10) 宮内庁書陵部蔵『洛中絵図』(吉川弘文館、一九六九年四月)。
同絵図については、宮内庁書陵部編の同書解題参照。なお、
この地区の寺地の地割りを描いたより古い絵図としては『京
都図屏風』(洛中洛外地図屏風)、元和六〜七年(一六二〇

〜二二)もしくは寛永元年(一六二四)の景観年代をもつ)があるが、ここでは地図としてより正確な「洛中洛外図」を用いた。ちなみに『京都図屏風』には「春長寺」の記載が抜けていることが中村武生氏によって指摘されている(同氏「豊臣政権の京都市改造」(日本史研究会編『豊臣秀吉と京都聚楽第・御土居と伏見城』、文理閣、二〇〇一年二月)。

(11) 元和年間(一六一五〜二四)の景観年代を有する大阪市立美術館本・神戸市立博物館本・舟木本等の「洛中洛外図屏風」は、芝居等の興行地を四条の「中嶋」と鴨川の河東の二カ所に分かれて描く。寛永(一六二四〜四四)初年の景観年代をもつ萬野美術館本(萬野A本)になると興行地の風景は鴨川の河東だけとなるが(京都国立博物館編『洛中洛外図 都の形象—洛中洛外の世界』(淡交社、一九九六年三月)の図版参照)、以後も鴨川の本流を挟んで東西に興行地が存在したことは、承応三年(一六五四)刊「新板平安城東西南北町并洛外之図」の「中嶋」に「四条河原方見物有」の注記があるほか、延宝六年(一六七八)刊の「出来齋京土産」三の「四条河原」条に「祇園の西の楼門より西の方を見れば、祇園町二町ばかりの西は河原おもてなり、橋一つさかひて西にも東にも芝居を構へて鼠戸をしつらひ、様々見物すべき事あり」とあることからあきらかである。ただ、いずれにしてもこれら興行地としての「四条河原」の所在地は図1でいえば、「土居」の外となる。

なお、高瀬川と鴨川本流の間に南北に細長く拡がる地区

(現在、木屋町通りと先斗町通りが走る地区)は、当時、「中嶋」と呼ばれていた(寛永後万治前洛中絵図)〔京都大学図書館蔵、中井家旧蔵〕、寛文元年(一六六一)版(延宝補刻刊)「洛陽東山名所鑑」等の注記参照。

(12) この9点の絵画史料の所蔵者は次の通りである。

- 1、3 国立歴史民俗博物館
- 2、 東京国立博物館
- 4、 米沢市上杉博物館
- 5、 奈良県立美術館
- 6、 サントリー美術館
- 7、 太田記念美術館
- 8、 個人
- 9、 個人

また、各作品の作成年代および景観年代は次のように考えられている。

作品名	景観年代
1 洛中洛外図(藤博甲本)	大永五年〜天文五年(一五二五〜三六)頃
2 洛中洛外図(東博模本)	天文八年(一五三九)以降
3 洛中洛外図(藤博乙本)	一五四〇年代
4 洛中洛外図(上杉本)	天文年間(一五三二〜五五)
5 洛中洛外図帖	天文年間(一五三二〜五五)
6 祇園祭礼図	天文末年〜永禄(一五五八〜七〇)初年
7 洛外名所図	天文一四年(一五四五)頃
8 東山名所図	天文一五年(一五四六)以降
9 祇園社大政所絵図	天文一三年(一五四四)以前

1〜5については、京都国立博物館編「洛中洛外図 都の形象―洛中洛外の世界」(注11参照)の狩野博幸氏の解説およびそれを受けて整理された奥田敦子氏の「洛中洛外図屏風の農耕風景」〔美術史〕一五八、二〇〇五年三月)によった。また、6は榊原悟「日吉山王 祇園祭礼図屏風」〔国華〕一二〇二号、一九九六年一月)、7は宮島敬一「洛外名所図屏風」、8は上野友愛「東山名所図屏風」について、「(と)もに『国華』一三三二号、二〇〇六年九月)の考察に基づいた。9は天文十三年(一五四四)七月に流失する四条橋西詰の祇園社の大鳥居が描かれていることから同年以前の景観と判定した(拙稿「中世京都・東山の風景―祇園社境内の景観とその変貌をめぐって」(松本郁代・出光佐千子編『風俗絵画の文化学』、思文閣出版、二〇〇九年七月)参照。

なお、5以外の作品はすべて屏風仕立てとなっており、正式名称はすべて末尾に「屏風」の二文字が付くが、行論の都合上、本稿では省略した。

(13) 戦国時代の祇園祭の実態については、河内将芳「祇園祭と戦国京都」(角川学芸出版、二〇〇七年六月)参照。

(14) 四条橋西詰めの祇園社の大鳥居がいつから存在したかは定かではないが、鎌倉時代末に作成された「一遍聖絵」七にはその姿が描かれている。なお、当該の鳥居が天文十三年(一五八二)七月の洪水によって流失して以降、再建されなかったことについては、前掲注(12) 拙稿参照。

(15) 前掲注(12) 拙稿参照。

(16) 「祇園社記」二三。同消息については、前掲注(13)の河内著書、および前掲注(12)の拙稿参考。

(17) 『京都坊目誌』「下京第十四学区之部」。四条通りの拡張にもなう八坂神社(祇園社)の御旅所移転および覆の伐採の経緯については、五島健児「八坂神社四方山ばなし」(『八坂神社文教課報』八・一〇号、八坂神社、二〇〇七年六月・二〇〇八年六月)参照。近世の「洛中洛外図」は勝興寺本・出光美術館本を初めとして、堺市博物館本・大阪市立美術館蔵本・神戸市立博物館本・舟木本・萬野A本など、その多くが冠者殿社と覆を祇園御旅所敷地の南西角にセツトで描く(前掲注〔11〕京都国立博物館編「洛中洛外図」都の形象―洛中洛外の世界)の図版参照。祇園御旅所が大雲院の北に移転してきたのは天正十九年(一五九一)のことであるが(前掲注〔12〕拙稿参照)、以降も冠者殿社と覆がそれ以前と同じ位置に存在していたことがわかる。

(18) 「貞安」とは大雲院の開山貞安上人のこと(大雲院編『龍池山大雲院 宝物篇・境内篇』(前掲中〔9〕)参照)。天正十九年(一五九二)大雲院の北に移転してきた祇園御旅所は(前掲注〔12〕拙稿参照)、その四至を「北ハ四条道場のやふかきり、南ハ貞安のやふかきり、此間北南拾貳間、東ハ惣堀のといのきはまで」と主張している(元和三年(一六一七)三月十三日付「祇園大政所神主願書」(『祇園社記』二三))。

(19) 寛永末年に制作されたといわれるサントリイ美術館蔵「洛中洛外図」右隻第4隻、十七世紀半ばの制作といわれる個

人蔵「洛外図」は、ともに鴨川東の天部村を竹藪に囲まれた集落として描く(前掲注〔11〕京都国立博物館編「洛中洛外図」都の形象―洛中洛外の世界)の図版、同著の狩野氏の解説参照)。また、源城政好氏が「河原者村」として紹介された高津家本「洛中洛外図」に見える集落も、その背後は竹藪に覆われている(洛中洛外図にみえる河原者村について)、『京都文化の伝播と地域社会』、思文閣出版、二〇〇六年一〇月)。なお、竹藪の図像はいずれの絵画においても先端を鋭角に尖らせて風になびく姿に表現されており、他の樹木の図像と見まがうことはない。

(20) この文字注記を宮島新一氏は「四てうのお□」と判読されているが(前掲注〔12〕宮島論文)、「お」は「あ」と読め、これに続いて「お」「や」の二文字が確認できる。

(21) 喜田貞吉「青屋考」(『歴史と民俗』二一、一九一九年七月)、山本尚友「新青屋考」(『京都部落史研究所紀要』四、京都部落史研究所、一九八四年三月)、「中近世移行期の賤民集団と権力の動向」(『被差別部落史の研究』、岩田書店、一九九九年一二月)。丹生谷哲一「中世賤民研究雑考」(『青屋賤視の歴史的背景』「中世公武政権と河原者の位相」(『日本中世の身分と社会』、塙書房、一九九三年二月)。近世、青屋と紺屋が同じ藍染め業を営みながら異なる職種とされていたことを『雍州府志』八は次のように記している。

凡所在洛内外之紺屋、以藍汁染衣服者、号青屋又称藍屋、如今紺屋為染家之通称、其中青屋元穢多之種類也、穢多

并青屋毎有刑戮、此徒必出其場預斯事、或陳尸或梟首、

(22) 前掲注(21) 山本尚友「新青屋考」。

(23) 前掲注(21) 丹生谷哲一「青屋賤視の歴史的背景」。

(24) 辻ミチ子「京都における被差別部落成立について」(『近世部落の史的研究』上巻、解放出版社、一九七九年二月)。

(25) 前掲注(21) 山本尚友「新青屋考」。

(26) この一首を平野宗浄編『休和尚全集』三は次のように読み下す。

穢字の家に按藍なまはの船有り、染めなめ作す、異高いたか、潤色じゆんしきの禪。
若し小笠原殿の砌みぢりに踞すれば、定めて十文一疋の錢有らん。

「揉藍(もみあい)」について、『日本国語大辞典』は「藍の葉を乾かし碎いて製した藍色の染料。これをねかせて発酵させたものを染(すくも)藍、それを搗いて固めたものを玉藍たまゐという」と解説する。

(27) 天明二年(一七八二)十二月付「河内屋又右衛門願書」(『京都藍問屋一巻』(三木與吉郎編『阿波藍譜・史料編』上巻、三木産業株式会社、一九七四年十二月))

(28) 三木産業編『天半藍色』(三木産業株式会社、一九七四年一月)、上田利夫編『阿波藍民俗史補稿改訂』(教育出版センター、一九八三年二月)、井関和代「藍植物による染料加工―「製藍」技術の民族誌的比較研究―」(大阪芸術大学紀要〔芸術〕二二三、二〇〇〇年一月)参照。以下、藍の製造工程についてはこれら先学の研究に学んだ。

(29) 「廿一口方評定引付」(『東寺百合文書』七) 永享三年(一四三一)七月三十日条に、

一、寝藍之事、寺家境内者向後藍寝之儀有之者、於其身者境内可追出、於住宅・雜物者、可被關所者也、此之段、境内悉以公人可相触之由、評儀畢

と見える。

(30) 永正七年(一五一〇)六月三日付「室町幕府奉行人連署奉書」(『東寺百合文書』二)。

三條中納言家雜掌申寝藍事、從往古、九條座中之外、不致其沙汰之處、近年任雜掌当所地下人等、令張行彼業云々、太不可然、所詮、云以前御成敗、向後弥被停止非望新儀之上者、堅可被加下知、有不承引之輩者、随注進、可被處罪科由、被仰出候也、仍執達如件、

永正七年

六月三日

(松田)

長秀(花押)

英致(花押)

東寺雜掌

ここに見える「九條座」を『実隆公記』長享三年(一四八九)八月十日条に記された「九條散所座中」と同じものとする理解もある(川嶋将生「南区概説」(前掲注(1) 京都市編『史料 京都の歴史』一三「南区」))。

(31) 『雍州府志』六は「藍」の説明として「九條辺專種之、凡染家之所用、夏夷共需九條之藍、其染色青而麗也」と記す。

同地区で近世から近代にかけて藍がさかんに栽培されていたことについては、前掲注(1) 京都市編「史料 京都の歴史」一三「南区」参照。

- (32) 阿波における藍玉の製造は、元和六年(一六二〇)、独自の製法の発明によって始まったとされる(前掲注(28))「阿波藍民俗史補稿改訂」。中世では「建内記」嘉吉三年(一四四三)二月二十四日条に「東国口率分」における関料として「あいたま一駄式十文」と見えるのが管見の限りもつとも古い、この「あいたま」が「藍玉」を示すという確証はない。

(33) 「生葉染め」については、前掲注(28) 井関論文参照。

- (34) 重要無形文化財に指定されていた故千葉あやの氏(宮城県)の「正藍染」が「生葉染め」にもっとも近い染色方法と考えられるが、その染色方法は次のようなものであった(三木産業編「天半藍色」(前掲注(28))。

宮城縣栗原郡栗原町文字は、山形・岩手兩縣境に遠からず、邊鄙の土地柄で、其處に無形文化財指定の千葉あやの女の「冷染藍染」の技術がある。藍甕はなごは普通の甕かではなく、「コガ」と稱する木製の桶を慣用し、手作りの地藍と木灰のほかには、石灰も小麥粕・澱粉等の醱酵劑を使用しない。しかも火壺の如き加温装置はなく、莖をかぶせる程度の室温による自然醱酵である。問題は五〜六月から十月まで以外の季節が作業不可能という點にあつ

て、これが「延喜式」所記の染法に、藍に限って期間條件がある謎を解決すべき鍵點となるのである。

また、「天半藍色」は「自然発酵藍染用桶」の写真を掲載し「我国古代の藍建は、自然発酵による夏期のみ染色であった。この技法を伝えた農婦たちが使用していた桶で、保温も加温もなく、夏期のみ気温醱酵によつたものである」と解説する。

- ただ、近世、藍染屋では保温・加温のためであろう「あい壺」を用いている。この「あい壺」がいかなるものであつたかは定かではないが、紺屋の藍甕とは異なるものであつたことは、享保六年(一七二一)十一月に京都の藍染屋仲間が京都町奉行所に「あい壺すへ候紺屋」への「牢屋敷外番」役銭賦課を願ひ出ていることからあきらかである(「諸色留帳」。前掲注(21) 山本論文、前掲注(24) 辻論文参照)。
- (35) 「もがり」については、三木産業編「天半藍色」(前掲注(28))が「紺屋のもがり」として次のように説明する。

古くから染物屋の干場には、枝つきの竹を利用した「もがり」(茂架籬・虎落)というものがあり、筆者管見の範囲内では、狩野吉信の筆、川越喜多院の「職人尽絵屏風」が最も古く、以後図のみならず文芸作品にまで現れるが、それらの図には多く絵師の不注意から枝が描き落とされ、これでは用をなさない。(中略)

宝永元年(一七〇四)四月一六日、竹本座上演、近松門左衛門「心中重井筒」のヒロイン徳兵衛は、大阪上町

萬年町の紺屋であった。

その作品中には「門の戸明れば徳兵衛、もがりの蔭に隠れしを、それとも知らで」云々の句が見いだされる。

「洛外名所図」「東山名所図」の第3場面にみえる藍染めされた布を干す施設はともにこの「もがり」を描いたものと考えられる。

(36) 崇親院ならびに鴨河原に所在した同院所領地の領域については、石井正敏「崇親院に関する二・三の問題点―昌泰四年四月五日官符の検討―」（『古代文化』三三（一五）、古代学協会、一九八〇年五月）参照。石井氏によって、崇親院の「房室」はもと鴨河原（所領地）にあった住居（人居）を移したもので、建物を移した跡の所領地は、領内の大泉を利用して開墾されたことがあきらかとなっている。中世の「四条河原」の位置は、その開墾地となっていた崇親院の所領地にほぼ一致する。

崇親院が造られる以前に鴨河原に住んでいたのが、いかなる人々であったのか、大泉の池水を利用しての開墾がその後どうなったのか、などすべて今後の課題としたい。

(37) 延徳二年（一四九〇）二月、「藍課役」「藍之公事」を廻る争いで三条河原者と左近四郎なる者が争っており（『実隆公記』同月十三日条、『藤涼軒日録』同月十六日条）、また、永正十四年（一五一七）には「御庭のこほうし」とも呼ばれた河原者の「あめのくし（藍の公事）」に対する神祇伯雅業王の権益を認める「後柏原天皇女房奉書」が発せられて

いる（『守光公記』同年十月二十七日条）。前掲注（21）山本・丹生谷論文参照。

(38) 昌泰四年（九〇一）四月、崇親院が官から耕作を許可された鴨川西畔の五町の所領は、「去堤五六段、池水饒多、地脈卑湿」（同年四月五日付「太政官符」（『類聚三代格』八））という条件の土地であったが、これは半水耕栽培の藍には適した環境であったと考えられる。ちなみに近世、洛南の藍が半水耕栽培で生産されていたことは、『本草綱目啓蒙』（小野蘭山・小野職孝編、享和三年（一八〇三）初版）が、「城州東寺辺水田ニ栽ル者ハ水アキト呼ブ。染家ノ用ニ入、上品トス」と記しているところからもあきらかである。一方、これに対して阿波の藍について同書は「又阿州ニテハ皆陸地ニ栽ユ。苗ヲ罨庵シ莖ヲ去リ塊ヲナシ、四方ニ貸ス。コレヲ阿州ノ玉アキト呼ブ。染家ニハ下品トス」とあって陸耕栽培であったことわかる。

この「水陸ノ二種」（同書）のうち染色には水耕栽培のいわゆる「水アキ」のほうが鮮やかな出色をすといわれる。青屋はいうまでもなく「水アキ」を用いて染めをおこなっていたはずであり（藍の半水耕栽培と陸耕栽培、および出色の違いについては、前掲注（28）井関論文参照）、近世にはこの点においても紺屋と明確に区分されていたものと考えられる。

なお鎌倉時代の「一遍聖絵」七は、鴨河原（四条橋の北）に数軒の民家とその前で皮革を干す風景を描くが（前掲注

(4) 横井論文)、その集落の東、鴨川の中州には欄に囲まれた畑が見えている。栽培されていたのが藍であったとは断定はできないが、絵画で確認できる河原の畑として指摘しておきたい。なお、河原の集落の背後(北)には竹藪が生い茂っており、干された皮革とともに鎌倉時代の河原者の「四条河原」を表現したものかとも思われる。ただ、その所在地は四条の北、四条道場(鎌倉時代は「四条釈迦堂」の東であり、十六世紀の「四条河原」の位置とは一致しない。「四条河原」の青屋は近世初頭に至ってもこの地になんらかの権限を保持していたようで、八坂神社蔵「祇園社本縁雑実記」は、冠者殿社について「其比ハ参詣之人モ少カリケレハ、毎年降屋かみい一類七人カ方へ鳥目一貫四百文遣シケルカ」と記している。祇園社では冠者殿社の地代としてこれらを銭を支払っていたのであろう。むろん厳密に言えば、「降屋(紺屋)」と青屋とは別であるが、七人もの染色業者がこの地に権益を保持していたことは看過できない。

なお、元和三年(一六一七)、京都所司代板倉勝重は「祇園御旅所の町北類」にあった「七人」の「家」の破却を祇園社の大政所神主に命じている(「祇園社記」一三三)。人数からして彼らこそが「祇園社本縁雑実記」にいう「降屋一類七人」であったと推定され、少なくともこの頃まで七人の「降屋」が同地区に「家」を持っていたことがわかる。

(40) 永正十五年(一五一八)五月には「河原者小四郎子」が「紺屋」を打擲するという事件が(同月二十日付「意見状」「蛸川文

書」。この事件については前掲注(4)横井論文参照)、二年後の永正十七年三月には同じ「禁裏御庭小五郎」の「妻女」が「徳政」に関わって「逐電」していた夫の赦免を朝廷に願い出て、これを許されるという出来事が起こっている(「守光公記」同月十一日条。川嶋将生「中世の庭者とその周辺」〔前掲注(1)参照〕。なお、庭者といえは、「洛外名所図」〔東山名所図〕には藍染めの作業場とおぼしき石敷きの広場が見えている。作庭に石は欠かせないものであり、河原者と石との関係を考える上でも図中の石敷きの図像は貴重と考える。